

議案第60号

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 6月 6日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

建築基準法並びに消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、手数料の徴収について必要な事項を定めるとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

所沢市建築・開発関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項、3の項、6の項、7の項、10の項及び11の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第2の1の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の9の項金額の欄を次のように改める。

(1)	(2)及び(3)以外の場合	180,000円
(2)	法第48条第16項第1号に規定する増築、改築又は移転の場合	120,000円
(3)	法第48条第16項第2号に規定する建築の場合	140,000円

別表第2の12の項中「又は第5項第3号」を「、第5項又は第6項第3号」に改め、同表の40の項中「第86条の8第3項」の次に「（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同表中43の項を46の項とし、42の項を45の項とし、41の項を44の項とし、40の項の次に次の3項を加える。

41	法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	27,000円
42	法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	120,000円
43	法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	160,000円

別表第4の3の項中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改め、同表の5の項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

別表第6の2の項中「昇降機を」を「建築基準法第87条の4の昇降機

を」に、「第87条の2」を「第87条の4」に、「166,800円」を「174,600円」に、「115,350円」を「120,700円」に、「222,450円」を「232,900円」に、「143,700円」を「150,400円」に、「255,000円」を「267,000円」に、「157,350円」を「164,700円」に、「336,900円」を「352,800円」に、「199,350円」を「208,700円」に、「619,350円」を「648,700円」に、「337,950円」を「353,900円」に改める。

別表第7の2の項及び別表第9の4の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「166,800円」を「174,600円」に、「115,350円」を「120,700円」に、「222,450円」を「232,900円」に、「143,700円」を「150,400円」に、「255,000円」を「267,000円」に、「157,350円」を「164,700円」に、「336,900円」を「352,800円」に、「199,350円」を「208,700円」に、「619,350円」を「648,700円」に、「337,950円」を「353,900円」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第6の改正規定（「昇降機を」を「建築基準法第87条の4の昇降機を」に改める部分及び「第87条の2」を「第87条の4」に改める部分を除く。）並びに別表第7の改正規定及び別表第9の改正規定（「第87条の2」を「第87条の4」に改める部分を除く。）は、令和2年4月1日から施行する。